

令和2年度 都市計画税に関する調報告書

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

地方公共団体コード	1	0	3	4	5	4	6
表番号・行番号	7	0	0	0	0	0	11
市町村判別コード	特定市	・	・	・	・	1	12
	特定市以外の市町村	・	2				
団体区分コード	13	/	/	/	3	16	

(注) 「特定市」の区分については
「ガイダンス表<<データ入力>>1-3」に留
意すること。

(注) 自動的に付与される。

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 5 1 8

令和2年度 都市計画税に関する調

都道府県名

群馬県

第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

市町村名

吉岡町

区分	行番号	市町村の面積(千m ²)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
課税区域の面積	9 0 1 0	12	市街化区域(千m ²) A	市街化調整区域(千m ²) B	その他(千m ²) C	計(A+B+C)(千m ²)	
都市計画区域の面積	0 2 0	20,460	甲	オ	カ	キ	ク
						20,460	20,460

区分	行番号	都市計画区域の指定の有無	(6)	市街化区域等の設定の有無	(7)	都市計画税の課税の有無	(8)	都市計画事業の認可の有無	(9)
課税区域の面積	9 0 1 1	12	13	14	15	16			
都市計画区域の面積	0 2 1	ケ 1	コ 2	サ 2	乙 1				

指定有……「1」 指定無……「2」 設定有……「1」 設定無……「2」 課税有……「1」 課税無……「2」 認可有……「1」 認可無……「2」

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 5 2 8

第52表 納税義務者数に関する調

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

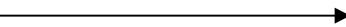
区分		行番号		(1) 総数(人)	(2) 法定免税点未満のもの(人)	(3) 法定免税点以上のもの(人)
土地	個人	9	0 1 0	12 0	22	32 41
	法人	0	2 0	0		
	計	0	3 0	0	0	0
家屋	個人	0	4 0	0		
	法人	0	5 0	0		
	計	0	6 0	0	0	0
実数	個人	0	7 0	0		
	法人	0	8 0	0		
	計	0	9 0	0	0	0

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 5 3 8

第53表 地積及び床面積等に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町



区分			行番号	(1) 市街化区域	(2) 市街化調整区域	(3) その他	(4) 計
土地の 積 (千m ²)	宅地 等	宅地	9 0 1 0	12	24	34	45 シ 57 0
		その他	0 2 0				ス 0
		小計	0 3 0	0	0	0	セ 0
	農地	農地	0 4 0	ソ			タ 0
		計	0 5 0	チ 0	ツ 0	テ 0	ト 0
家床 屋面 の積 (m ²)	木造家屋		0 6 0				0
	木造以外の家屋		0 7 0				0
	計		0 8 0	ナ 0	ニ 0	ヌ 0	0
土地の 筆 数 (筆)	宅地 等	宅地	0 9 0				ネ 0
		その他	1 0 0				ノ 0
		小計	1 1 0	0	0	0	ハ 0
	農地	農地	1 2 0	ヒ			フ 0
		計	1 3 0	ハ 0	ホ 0	マ 0	0
家屋 の 棟 数 (棟)	木造家屋		1 4 0				0
	木造以外の家屋		1 5 0				0
	計		1 6 0	ミ 0	ム 0	メ 0	0

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 5 4 8

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区分			行番号	決定価格				(4) 計 (千円)
				市街化区域 (千円)	市街化調整区域 (千円)	その他 (千円)		
土地	宅地	小規 模	住宅 個人	9 0 1 0	12	24	34	45 モ 57 0
			法 人	0 2 0				ヤ 0
		一 住 用 地	住 宅 個 人	0 3 0				ユ 0
			法 人	0 4 0				ヨ 0
		非 用 住 宅 地	個 人 非 住 宅 用 地	0 5 0				ヲ 0
			法 人 非 住 宅 用 地	0 6 0				リ 0
		小計		0 7 0	0	0	0	ル 0
	農地			0 8 0	レ			ロ 0
	その他			0 9 0				0
	計			1 0 0	0	0	0	0
家屋	木造家屋			1 1 0				0
	木造以外の家屋			1 2 0				0
	計			1 3 0	0	0	0	0
合計				1 4 0	ワ 0	ヲ 0	ア 0	0

地方公共団体コード	表番号
1103454	754

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分			行番号	課 税 標 準 額				実定税率 B	調定見込額 A×B(千円)
土地	住宅用	小規模		市街化区域(千円)	市街化調整区域(千円)	その他の額(千円)	計(千円) A		
		9011	12	25	35	47	600	61 69 78	
		021					あ0		
		031					い0		
		041					う0		
		051					え0		
		061					お0		
		071	0	0	0	0	か0		
		081	き				く0		
		091					0		
		101	0	0	0	0	0		
家屋	木造家屋		111					0	
	木造以外の家屋		121					0	
	計		131	0	0	0	0	0	
合計			141	け0	こ0	こ0	こ0	こ0	こ0

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 5 6

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の
農地に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分		行番号	(1) 納税義務者 (人)	(2) 地積 (千m ²)	(3) 決定価格 (千円)	(4) 課税標準額 (千円)	(5) 筆数 (筆)
特 定 市 街 化 化 区 域 以 前 農 参 入 地 の	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 0 1 0	12	24	39	54	69 80
	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
	負担水準0.05未満	2 1 0					
計		2 2 0	0	0	0	0	0
農 地 域 以 前 農 参 入 地 の	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	2 3 0					
	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
	負担水準0.05未満	4 3 0					
計		4 4 0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 5 6 8

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の
農地に関する調(つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分		行番号	(1) 納税義務者 (人)	(2) 地積 (千m ²)	(3) 決定価格 (千円)	(4) 課税標準額 (千円)	(5) 筆数 (筆)
合計	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 4 5 0	12 0	24 0	39 0	54 0	69 0
	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	0
計		6 6 0	0 き	0 し	0 す	0 せ	0
第 62 表 の う ち 生 産 緑 地 に 係 る も の		6 7 0	そ	た	ち		

地方公共団体コード						表番号		
1	1	0	3	4	5	4	7	8
						5	7	

第57表 課税標準の特例等に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名　吉岡町

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 5 7 8

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1)		(2)		農地	土地計	家屋	課税標準(A)				
				宅地等		宅地	その他				(A)				
				(千円)	(千円)						(千円)	(千円)			
よに法 りよ第 る7 減課0 額2 標準 と準の な3 特の る例規 額に定	法 第7 02 条の 3	評価額	2/3	9 3 3 0	12	22	32	42	52	62	64	65			
				3 4 0				0							
		課税標準額	1/3	3 5 0				0							
				3 6 0				0							
額市屋家に4法 計等屋よりの第 画にり27 税対代減0 税すわ失震2 のるるし災条 減都家た等の		減額分に相当する課税標準額		1/2 減額	3 7 0										
		評価額	2/3	3 8 0				0							
		課税標準額		3 9 0				0							
		評価額	1/3	4 0 0				0							
		課税標準額		4 1 0				0							
特規法 例定附 にに則 よよ第 りる1 額減課6 額税条 と標の な準2 るのの	法附則第16条の2	(平成28年熊本地震に係る 被災住宅用地等)													

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 5 7 8

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1)		(2)		農地	土地計	家屋	(6)		(7)				
				宅地等		宅地	その他				(4)		(5)				
				(千円)	(千円)						(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)		
よ法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による課税標準の特例額に	第1項 (総合効率化に資する倉庫等)	評価額	1/2	9 4 2 0	12	22	32	42	52	62	64	65					
		課税標準額		4 3 0													
	第13項 (並行在来線に係る譲受固定資産)	評価額	1/2	4 4 0						0							
		課税標準額		4 5 0						0							
	第18項 (PFI公共施設)	評価額	1/2	4 6 0													
		課税標準額		4 7 0													
	(都市利便施設) 都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) 適用分)	評価額	-	4 8 0													
		課税標準額		4 9 0													
	第19項 (都市利便施設) 特定都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) 適用分)	評価額	-	5 0 0													
		課税標準額		5 1 0													
	第20項 (都市鉄道利便増進施設)	評価額	2/3	5 2 0													
		課税標準額		5 3 0													
	第21項 (外資埠頭公社の民営化に係る承継特例)	評価額	1/2	5 4 0						0							
		課税標準額		5 5 0						0							
		評価額	3/5	5 6 0						0							
		課税標準額		5 7 0						0							
	第22項 (鉄道再構築事業)	評価額	1/4	5 8 0													
		課税標準額		5 9 0													
	第24項 (公益法人が所有する能楽堂)	評価額	1/2	6 0 0						0							
		課税標準額		6 1 0						0							
	第25項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	評価額	1/2	6 2 0													
		課税標準額		6 3 0													
		評価額	2/3	6 4 0													
		課税標準額		6 5 0													
	第29項 (駅のバリアフリー化施設)	評価額	2/3	6 6 0													
		課税標準額		6 7 0													
	第33項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	評価額	2/3	6 8 0													
		課税標準額		6 9 0													

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 5 7 8

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1)		(2)		農地	土地計	家屋	(6)		(7)				
				宅地等		宅地	その他				(3)		(4)				
				(千円)	(千円)						(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)		
税法附則第15条の法附則第15条に2より又は法附則減第15条のと3のな規定による額課	第37項 (農地中間管理機構に賃借権を設定した農地) (存続期間10年以上)	評価額	1/2	9 7 0 0	12	22		32		42	52	62	64	65			
		課税標準額		7 1 0							0						
	第38項 (特定事業所内保育施設)	評価額	1/2	7 2 0							0						
		課税標準額		7 3 0							0						
	第39項 (市民緑地)	評価額	-	7 4 0							0						
		課税標準額		7 5 0							0						
	第42項 (立地誘導促進施設) (協定有効期間5年以上)	評価額	2/3	7 8 0							0						
		課税標準額		7 9 0							0						
	第43項 (帰還環境整備推進法人)	評価額	2/3	8 0 0							0						
		課税標準額		8 1 0							0						
	第44項 (地域福利増進事業)	評価額	1/3	8 2 0							0						
		課税標準額		8 3 0							0						
	第47項 (浸水被害軽減地区)	評価額	2/3	8 4 0							0						
		課税標準額		8 5 0							0						
	第48項 (滞在快適性等向上施設)	評価額	-	8 6 0													
		課税標準額		8 7 0													
	第2項 (JR北海道・四国に係る特例) (法附則第15条の3の適用のあるものを除く)	評価額	1/2	9 0 0							0						
		課税標準額		9 1 0							0						
	第1項 (旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものを除く)	評価額	3/5	9 2 0							0						
		課税標準額		9 3 0							0						
	第1項 (旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものに限る)	評価額	3/10	9 4 0							0						
		課税標準額		9 5 0							0						
減産る設修11法 税固に公実15附 額等定対演済へ条則 の資す施芸改の第	減額分に相当する課税標準額	1/3 減額	9 6 0														

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 5 8

第58表 課税標準の特例等に関する調(つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分	地目等			特例率	行番号	(1)		(2)		農地	土地計	家屋	課税標準(A)						
						宅地等		その他					の特例率(B) (わがまち特例)						
						(千円)	(千円)	(千円)	(千円)				(千円)	(A)	(B)				
附改正法の規定によるもの 令和8年改正 第2項	旧法附則第15条第21項 (国立大学校舎)			評価額	1/2	9 0 0	12 1 0	22 0 0	32 0 0	42 0 0	52 0 0	62 0 0	64 0 0	55 0 0					
						0 2 0													
改る改正法の法附平の法則成規 第2定 19に 9年上	第5項	旧法附則第15条第40項 (認定誘導事業) (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例)適用分)		評価額	-	0 0 0													
						0 4 0													
附平改 正法 2の 8規 第 年 に 2改 よ 7正 も 条法の	第3項	旧法附則第15条第36項 (備蓄倉庫) (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例)適用分)		評価額	-	0 0 0													
						0 6 0													
附平改 正法 2の 8規 第 年 に 2改 よ 7正 も 条法の	第2項	旧法附則第15条第1項 (倉庫)		評価額	1/2	0 0 0													
						0 8 0													
附平改 正法 2の 8規 第 年 に 2改 よ 7正 も 条法の	第3項	旧法附則第15条第42項 (認定誘導事業により取得した 公共施設等)		評価額	4/5	0 0 0													
						1 0 0													

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 5 8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1)		(2)		農地	土地計	家屋	課税標準(A)				
				宅地等		宅地	その他				(A)				
				(千円)	(千円)						(千円)	(B)			
改る改正も正法の法附平の則成規第2定27に3年よ	第2項 旧法附則第15条第16項((都市利便施設)都市再生緊急整備地域)	3/5	9 1 1 0	12	22	32	42	52	62	64	95				
			1 2 0												
則2よ改6る正第年も改の規法平定条附成に	第2項 旧法附則第15条第20項(スーパー中枢港湾)	1/2	1 3 0												
			1 4 0												
則2よ改6る正第年も改の規法平定条附成に	第3項 旧法附則第15条第27項(指定会社等の特定用途港湾施設)	1/2	1 5 0												
			1 6 0												
平改成正2法3年の改規正定法に附よ則る第9も条の	第2項 旧法第349条の3第23項(農業・食品産業技術総合研究機構)	2/3	1 9 0												
			2 0 0												
則2よ改2る正第年も改の規法平定条附成に	第4項 旧法第349条の3第31項(社会保険診療報酬支払基金)	1/3	2 1 0												
			2 2 0												
則2よ改2る正第年も改の規法平定条附成に	第5項 旧法第349条の3第32項(自動車安全運転センター)	1/3	2 3 0												
			2 4 0												
則2よ改2る正第年も改の規法平定条附成に	第6項 旧法第349条の3第33項(郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	1/2	2 5 0												
			2 6 0												
則2よ改2る正第年も改の規法平定条附成に	第10項 旧法附則第15条第35項(指定特定重要港湾に係る港湾施設)	1/2	2 7 0												
			2 8 0												
則2よ改2る正第年も改の規法平定条附成に	第4項 旧法附則第15条第36項(PFI公共荷さばき施設)	1/2	2 9 0												
			3 0 0												
則2よ改2る正第年も改の規法平定条附成に	第5項 旧法附則第15条第37項(PFI一般廃棄物処理施設)	1/2	3 1 0												
			3 2 0												

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5	7 8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1)		(2)		農地	土地計	家屋	課税標準(A)				
				宅地等		宅地	その他				(A)				
				(千円)	(千円)						(千円)	(千円)			
改 正 法 の 規 定 附 に よ る も の 第 の 平 成 1 成 6 2 0 条 年	旧法第349条の3第25項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/2	9 3 3 0	12	22	32	42	52	62	64	65			
				3 4 0											
		評価額	1/2	3 5 0											
				3 6 0											
		評価額	1/2	3 7 0											
				3 8 0											
		評価額	1/2	3 9 0											
				4 0 0											
	旧法第349条の3第26項 (日本消防検定協会)	評価額	1/2	4 1 0											
				4 2 0											
		評価額	1/2	4 3 0											
				4 4 0											
		評価額	1/2	4 5 0											
				4 6 0											
則 1 よ 改 7 る 正 第 年 法 1 改 0 正 の 規 法 平 定 条 附 成 に	旧法第349条の3第39項 (社会保険診療報酬支払基金)	評価額	1/6	4 7 0											
				4 8 0											
		評価額	1/6	4 9 0											
				5 0 0											
		課税標準額	1/6	5 1 0											
				5 2 0											
	旧法第349条の3第40項 (自動車安全運転センター)	評価額	1/3	4 5 0											
				4 6 0											
		評価額	1/3	4 7 0											
				4 8 0											
		課税標準額	1/3	4 9 0											
				5 0 0											
年 改 正 法 の 規 定 附 に よ る も の 第 の 平 成 1 成 8 1 条 5	旧法第349条の3第28項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/3	5 1 0											
				5 2 0											
		評価額	1/3	5 3 0											
				5 4 0											
		課税標準額	1/3	5 5 0											
				5 6 0											
	旧法第349条の3第29項 (日本消防検定協会)	評価額	1/3	5 7 0											
				5 8 0											
		評価額	1/3	5 9 0											
				5 0 0											
		課税標準額	1/3	5 1 0											
				5 2 0											
第 則 の 定 改 第 改 正 正 平 成 2 1 正 成 よ 法 3 法 1 る の 項 条 附 0 も 規	旧法附則第15条第19項 (指定法人等大規模外貿埠頭)	評価額	1/2	5 3 0					0						
				5 4 0					0						

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 5 8

第58表 課税標準の特例等に関する調(つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1)		(2)		農地	土地計	家屋	課税標準(A)				
				宅地等		宅地	その他				(A)				
				(千円)	(千円)						(千円)	(B)			
平改 成正 7 法 年 の 改 規 正 定 法 附 に 則 よ 第 る 1 2 も 条 の	旧法第349条の3 第27項 (農業・生物系特定産業事業研究機 構) 旧法第349条の3 第30項 (日本電気計器検定所) 旧法第349条の3 第31項 (日本消防検定協会) 旧法第349条の3 第32項 (小型船舶検査機構) 旧法第349条の3 第33項 (軽自動車検査協会)	評価額	1/3	9 5 5 0	12 5 6 0	22		32	42	52	62	64 65			
		課税標準額		5 6 0	0										
		評価額	1/6	5 5 7 0	0										
		課税標準額		5 5 8 0	0										
		評価額	1/6	5 6 9 0	0										
		課税標準額		6 0 0 0	0										
		評価額	1/6	6 6 1 0	0										
		課税標準額		6 6 2 0	0										
		評価額	1/6	6 6 3 0	0										
		課税標準額		6 6 4 0	0										
		評価額	1/6	6 6 5 0	0										
		課税標準額		6 6 6 0	0										
合 計		評価額		6 6 7 0	0	0	0	0	0	0					
		課税標準額		6 6 8 0	0	0	0	0	0	0	0				
第 条 第 法 7 の 2 附 項 5 9 則	市街化区域農地としての評価額 徴収猶予分に相当する課税標準額			6 6 9 0						0					
				7 7 0 0	0					0					
第 条 第 法 8 の 2 附 項 5 9 則	市街化区域農地としての評価額 徴収猶予分に相当する課税標準額			7 7 1 0						0					
				7 7 2 0	0					0					
第 条 第 法 項 1 の 2 附 6 5 9 則	市街化区域農地としての評価額 減額分に相当する課税標準額			7 7 3 0						0					
				7 7 4 0	0					0					
第 条 第 法 項 1 の 2 附 7 5 9 則	市街化区域農地としての評価額 減額分に相当する課税標準額			7 7 5 0						0					
				7 7 6 0	0					0					

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 5 8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1)		(2)		農地	土地計	家屋	課税標準(A)				
				宅地等		宅地	その他				(A)				
				(千円)	(千円)						(千円)	(B)			
る及と税条法 特びな免第附 例家つ除4則 措屋た区項第 置に土城へ5 係地外課5	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	9 7 7 0	12	22			32	42	52	62 0	64 65			
置係及な除項5法 るびつ区へ5附 特家た城課条 例屋土外税第 措に地と免6第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7 8 8 0							0					
置係及な除項5法 るびつ区へ5附 特家た城課条 例屋土外税第 措に地と免8第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7 9 9 0							0					
特用大項5法 例地被震へ6附 措に災災東条 係住に日第 る宅よ本1第	減額分に相当する課税標準額		8 0 0							0					
例地代に日15法 措に替よ本06附 置係住る大項 る宅被震へ 特用災災東第第	減額分に相当する課税標準額		8 1 1 0							0					
置係代に日15法 る替よ本16附 特家る大項 例屋被震へ 措に災災東第第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額 1/3 減額	8 2 8 3 0												

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 5 8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1)		(2)		農地	土地計	家屋	課税標準(A)				
				宅地等		宅地	その他				(A)				
				(千円)	(千円)						(千円)	(B)			
措宅に域へ条法 置用係内居第附 地る住住則 の代宅困1第 特替用難3 例住地区項6	減額分に相当する課税標準額		9 8 4 0	12	22	32	42	52	62	64	65				
のに困第法 特係難1附 例る区4則 措代域項第 置替内へ5 家家居6 屋住条	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額 1/3 減額	8 8 5 0 8 6 0												

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 5 9 8

第59表 宅地等の負担調整に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分		行番号	納税義務者(人)	地積(千m ²)	決定価格(千円)	課税標準額(千円)	筆数(筆)
規模	負担水準	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		9 0 1 0	12	24	39	54	69 80
宅地(個人)	負担水準1.0以上	0 1 0					
	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
	負担水準0.05未満	2 1 0					
計		2 2 0	0	0	0	0	0
宅地(法人)	負担水準1.0以上	2 3 0					
	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
	負担水準0.05未満	4 3 0					
計		4 4 0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 5 9

第59表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分		行番号	(1) 納税義務者 (人)	(2) 地積 (千m ²)	(3) 決定価格 (千円)	(4) 課税標準額 (千円)	(5) 筆数 (筆)
一般住宅用	負担水準1.0以上	9 4 5 0	12	24	39	54	69 80
	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
	負担水準0.05未満	6 5 0					
計		6 6 0	0	0	に ぬ	0	0
一般住宅用	負担水準1.0以上	6 7 0					
	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0					
	負担水準0.05未満	8 7 0					
計		8 8 0	0	0	ね の	0	0

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 6 0 8

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分		行番号	(1) 納税義務者 (人)	(2) 地積 (千m ²)	(3) 決定価格 (千円)	(4) 課税標準額 (千円)	(5) 筆数 (筆)
宅地等 (非住宅用地・個人)	負担水準0.7超	9 0 1 0	12	24	39	54	69 80
	負担水準0.65以上0.7以下	0 1 2 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	0 1 3 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	0 1 4 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	0 1 5 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	0 1 6 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	0 1 7 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	0 1 8 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	0 1 9 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	1 1 1 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	1 1 2 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	1 1 3 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	1 1 4 0					
	負担水準0.05未満	1 1 5 0					
計		1 1 6 0	0	0	は 0	ひ 0	0
地 (非住宅用地・法人)	負担水準0.7超	1 1 7 0					
	負担水準0.65以上0.7以下	1 1 8 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	1 1 9 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	2 0 1 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	2 0 2 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	2 0 3 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	2 0 4 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	2 0 5 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	2 0 6 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	2 0 7 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	2 0 8 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	2 0 9 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0 0					
	負担水準0.05未満	3 0 1 0					
計		3 0 2 0	0	0	ふ 0	ほ 0	0
160行及び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)		3 0 3 0					

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 6 0 8

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分		行番号	(1) 納稅義務者 (人)	(2) 地積 (千m ²)	(3) 決定価格 (千円)	(4) 課税標準額 (千円)	(5) 筆数 (筆)
宅地 (負担水準)	商業地等 (非住宅用地・個人)	負担水準0.70	9 3 4 0	12	24	39	54
		負担水準0.69以上0.70未満	3 5 0				
		負担水準0.68以上0.69未満	3 6 0				
		負担水準0.67以上0.68未満	3 7 0				
		負担水準0.66以上0.67未満	3 8 0				
		負担水準0.65以上0.66未満	3 9 0				
		負担水準0.64以上0.65未満	4 0 0				
		負担水準0.63以上0.64未満	4 1 0				
		負担水準0.62以上0.63未満	4 2 0				
		負担水準0.61以上0.62未満	4 3 0				
		負担水準0.60超0.61未満	4 4 0				
		負担水準0.60	4 5 0				
	計		4 6 0	0	0	0	0
0.6 (商業地等 (非住宅用地・法人))	負担水準0.70	4 7 0					
	負担水準0.69以上0.70未満	4 8 0					
	負担水準0.68以上0.69未満	4 9 0					
	負担水準0.67以上0.68未満	5 0 0					
	負担水準0.66以上0.67未溎	5 1 0					
	負担水準0.65以上0.66未溎	5 2 0					
	負担水準0.64以上0.65未溎	5 3 0					
	負担水準0.63以上0.64未溎	5 4 0					
	負担水準0.62以上0.63未溎	5 5 0					
	負担水準0.61以上0.62未溎	5 6 0					
	負担水準0.60超0.61未溎	5 7 0					
	負担水準0.60	5 8 0					
	計		5 9 0	0	0	0	0

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 6 0 8

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分		行番号	(1) 納税義務者 (人)	(2) 地積 (千m ²)	(3) 決定価格 (千円)	(4) 課税標準額 (千円)	(5) 筆数 (筆)
宅地 計	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	9 6 0 0	12	0	24	0	39
	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	6 1 0		0	0	0	0
	税負担据置のもの	6 2 0		0	0	0	0
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	6 3 0		0	0	0	0
	負担水準0.2未満	6 4 0		0	0	0	0
	計	6 5 0		0	ま	0	み
その他 の 他	負担水準0.7超	6 6 0					
	負担水準0.65以上0.7以下	6 7 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	6 8 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	6 9 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	7 0 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	7 1 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	7 2 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	7 3 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	7 4 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	7 5 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	7 6 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	7 7 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	7 8 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	7 9 0					
	負担水準0.05未満	8 0 0					
	計	8 1 0		0	0	0	0

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 6 1 8

第61表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分		行番号	(1) 納税義務者 (人)	(2) 地積 (千m ²)	(3) 決定価格 (千円)	(4) 課税標準額 (千円)	(5) 筆数 (筆)
その他の宅地	負担水準0.7超	90100	12	24	39	54	69 80
	負担水準0.65以上0.7以下	0200					
	負担水準0.6以上0.65未満	0300					
	負担水準0.55以上0.6未満	0400					
	負担水準0.5以上0.55未満	0500					
	負担水準0.45以上0.5未満	0600					
	負担水準0.4以上0.45未満	0700					
	負担水準0.35以上0.4未満	0800					
	負担水準0.3以上0.35未満	0900					
	負担水準0.25以上0.3未満	1000					
	負担水準0.2以上0.25未満	1100					
	負担水準0.15以上0.2未満	1200					
	負担水準0.1以上0.15未満	1300					
	負担水準0.05以上0.1未満	1400					
	負担水準0.05未満	1500					
	計	1600	0	0	0	0	0
	負担水準1.0以上	1700					
他の宅地以外	負担水準0.95以上1.0未満	1800					
	負担水準0.9以上0.95未満	1900					
	負担水準0.85以上0.9未満	2000					
	負担水準0.8以上0.85未満	2100					
	負担水準0.75以上0.8未満	2200					
	負担水準0.7以上0.75未満	2300					
	負担水準0.65以上0.7未満	2400					
	負担水準0.6以上0.65未満	2500					
	負担水準0.55以上0.6未満	2600					
	負担水準0.5以上0.55未満	2700					
	負担水準0.45以上0.5未満	2800					
	負担水準0.4以上0.45未満	2900					
	負担水準0.35以上0.4未満	3000					
	負担水準0.3以上0.35未満	3100					
	負担水準0.25以上0.3未満	3200					
	負担水準0.2以上0.25未満	3300					
	負担水準0.15以上0.2未満	3400					
	負担水準0.1以上0.15未満	3500					
	負担水準0.05以上0.1未満	3600					
	負担水準0.05未満	3700					
	計	3800	0	0	0	0	0
合計	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	3900	0	0	0	0	0
	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	4000	0	0	0	0	0
	税負担据置のもの	4100	0	0	0	0	0
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	4200	0	0	0	0	0
	負担水準0.2未満	4300	0	0	0	0	0
	計	4400	0	0	0	0	0

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 6 2 8

第62表 農地の負担調整に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分		行番号	納税義務者 (人)	地積 (千m ²)	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆数 (筆)
一般市街化区域農地	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 0 1 0	12	24	39	54	69 80
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満	0 2 0 0 3 0				
上記以外	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満	0 4 0 0 5 0				
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満	0 6 0 0 7 0				
上記以外	負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満	0 8 0 0 9 0 1 0 0 1 1 0 1 2 0 1 3 0 1 4 0 1 5 0 1 6 0 1 7 0 1 8 0 1 9 0 2 0 0 2 1 0				
	計	2 2 0	ゆ よ ら り る	0 0 0 0 0			0
介在農地	本則による課税がなされたもの	2 3 0					
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満	2 4 0 2 5 0				
上記以外	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満	2 6 0 2 7 0				
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満	2 8 0 2 9 0				
上記以外	負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満	3 0 0 3 1 0 3 2 0 3 3 0 3 4 0 3 5 0 3 6 0 3 7 0 3 8 0 3 9 0 4 0 0 4 1 0 4 2 0 4 3 0				
	計	4 4 0	ゆ よ ら り る	0 0 0 0 0			0

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 6 2 8

第62表 農地の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免稅点以上のもの)

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分			行番号	納稅義務者 (人)	地積 (千m ²)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
一般農地	本則による課稅がなされたもの			9 4 5 0	12	24	39	54	69	80
	上記以外	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0						
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0							
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0						
		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0							
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0						
		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0							
		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0							
		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0							
		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0							
		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0							
		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0							
		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0							
		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0							
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0							
	上記以外	負担調整率1.10	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0						
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0							
		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0							
		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0							
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0							
		負担水準0.05未満	6 5 0							
		計	6 6 0	0	0	0	0	0	0	0
合計	本則による課稅がなされたもの			6 7 0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0	0	0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0	0	0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0	0	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0	0	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0	0	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0	0	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0	0	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0	0	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0	0	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0	0	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0	0	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0	0	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0	0	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0	0	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0	0	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0	0	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05未満	8 7 0	0	0	0	0	0	0	0
	計			8 8 0	れ	ろ	わ	を	0	0